

白浜町犬及び猫の不妊去勢手術補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金（第3条—第13条）

第3章 飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金（第14条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、町内に生息する犬及び猫の過剰繁殖を抑制し、もって地域住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、田辺保健所管内の団体が飼い主のいない猫への不妊去勢手術を実施する費用並びに町民が自身の所有する犬及び猫への不妊去勢手術を実施する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、白浜町補助金等交付規則（平成25年白浜町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い犬 特定の所有者が存在する犬をいう。
- (2) 飼い猫 特定の所有者が存在する猫をいう。
- (3) 飼い主のいない猫 町内で生息する特定の所有者が存在しない猫をいう。
- (4) 不妊去勢手術 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する獣医師による卵巣若しくは卵巣及び子宮の両方を摘出する手術又は精巣を摘出する手術をいう。

第2章 飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金

（補助対象事業等）

第3条 飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金（以下この章において「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下この章において「補助対象事業」という。）は、田辺保健所管内の動物病院において行う飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術を実施する事業とし、補助金の交付の対象となる経費は、当該不妊去勢手術に要した費用とする。

（補助事業団体）

第4条 この章に定める補助金の交付の対象となる者は、田辺保健所管内で活動する団体（田辺保健所管内に事務所又は事業所を有する団体及び代表者が田辺保健所管内に住所を有する団体に限る。）で、町民と連携して活動し、飼い主のいない猫への不妊去勢手術の推進に継続的に取り組む団体であって、あらかじめ補助対象事業を実施することに

ついて町長の登録を受けたもの（以下「補助事業団体」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とする団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付の目的に適合しないと認める団体（登録申請）

第5条 補助事業団体の登録を受けようとする団体は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金補助事業団体登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとし、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書兼管理責任者届
- (2) 団体概要書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類（登録の決定等）

第6条 補助事業団体の登録は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金補助事業団体登録通知書（様式第2号）により行うものとし、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業団体が補助対象事業の内容を変更しようとする場合にあっては、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金補助事業変更承認申請書（様式第3号）をあらかじめ町長に提出すること（補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあってはこの様式に準じて提出すること。）。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び関係書類を当該補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- (3) 第12条各号に掲げる遵守事項を遵守すること。（登録の取り消し）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 飼い猫の不妊去勢手術を行ったとき。
- (2) 補助事業団体の登録に際し町長が付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。（補助金）

第8条 町長は、補助事業団体が飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行った場合において、当該不妊去勢手術に要した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、不妊去勢手術を受けた飼い主のいない猫1匹につき3,000円とする。

（交付申請等）

第9条 規則第4条の交付申請は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付申請書（様式第4号）により行うものとし、次の書類を添付するものとする。

- (1) 実績一覧表
- (2) 不妊去勢手術に要した費用の領収書（宛て名が補助事業団体で、不妊去勢手術の費

用である旨の記載があるもの)

(3) 不妊去勢手術を行った猫の写真(全身が確認できるもの)

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 この要綱による補助金は、不妊去勢手術を実施した日の属する月の翌月末日までに申請しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 規則第12条に規定する実績報告は、補助金の交付申請書及び前項の添付書類の提出をもってこれに代えるものとする。

(交付の決定)

第10条 規則第5条第3項の交付の決定通知は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第15条第1項の交付請求は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付請求書(様式第6号)により行うものとする。

(遵守事項)

第12条 補助事業団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 不妊去勢手術後の猫については終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。

(2) 猫に不妊去勢手術済みであることが分かる識別措置(耳カット)を講ずること。

(交付決定の取消等)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還させることができる。

(1) 飼い猫の不妊去勢手術を行ったとき。

(2) 前条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

第3章 飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金

(補助対象事業等)

第14条 飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金(以下この章において「補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下この章において「補助対象事業」という。)は、田辺保健所管内の動物病院において行う飼い犬又は飼い猫に対する不妊去勢手術とし、補助金の交付の対象となる経費は、当該不妊去勢手術に要した費用とする。

(補助対象者)

第15条 この章に定める補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本町において記録されている者で、自身の所有する飼い犬(狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条の規定による登録を受けている犬に限る。)又は飼い猫に対して、補助対象事業を行ったものとする。

(補助金)

第16条 町長は、補助対象者が飼い犬又は飼い猫の不妊去勢手術を行った場合において、当該不妊去勢手術に要した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、不妊去勢手術を受けた飼い犬1頭又は飼い猫1匹につき2,000円とする。

(交付申請等)

第17条 規則第4条の交付申請は、飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金交付申請書(様式第7号)により行うものとし、次の書類を添付するものとする。ただし、次条第1項の規定による申請等の委任を行う場合は、第1号及び第2号に規定する書類の添付を要しないものとする。

(1) 不妊去勢手術に要した費用の領収書(宛て名が申請者と同一で、不妊去勢手術の費用である旨の記載があるもの)

(2) 不妊去勢手術を行った犬又は猫の写真(全身が確認できるもの)

(3) 誓約書

2 補助金の申請は、不妊去勢手術を実施した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 規則第12条に規定する実績報告は、第1項の交付申請書及び添付書類の提出をもってこれに代えるものとする。

(申請等の委任)

第18条 補助金の交付申請を行おうとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、不妊去勢手術を実施した町長が別に定める動物病院との合意により、補助金の請求、受領等(以下「申請等」という。)に係る一切の権限を、当該動物病院に委任することができる。

2 前項の規定により委任する場合において、申請者は、補助対象事業を行った後、不妊去勢手術に要した費用の額から2,000円を控除した額を同項の規定により委任を受けた動物病院(以下「委任を受けた動物病院」という。)に支払うものとする。

3 補助金の交付の決定がなされたときは、委任を受けた動物病院は、受領した補助金を前項の規定により控除した費用に充当する。

4 補助金の不交付の決定がなされたときは、申請者は、第2項の規定により控除された補助金に相当する額を委任を受けた動物病院に直ちに支払わなければならない。

5 委任を受けた動物病院は、申請者から申請書の提出があり、当該提出に係る補助対象事業を実施したときは、不妊去勢手術を実施した日の属する月の翌月末日までに、申請書に飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金実績報告書及び不妊去勢手術を行った犬又は猫の写真(全身が確認できるもの)を添えて町長に提出しなければならない。

6 第1項の規定により委任を受けた動物病院が申請等を行う場合は、前条第2項の規定は、適用しない。

(交付の決定)

第19条 規則第5条第3項の交付の決定通知は、飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金交付決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(交付の請求)

第20条 規則第15条第1項の交付請求は、飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金交

付請求書（様式第9号）により行うものとする。

（交付決定の取消等）

第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

第4章 雑則

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の執行前に補助金の交付決定を受けた者（補助事業団体を含む。）については、この要綱は、同日後においても、なお、その効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

白浜町長 様

団体名
所在地
代表者氏名

飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金補助事業団体登録申請書

飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金補助事業団体の登録を受けたいので、白浜町犬及び猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

事業名称	
実施場所・方法 実施予定数等	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

第 号
年 月 日

様

白浜町長

飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金補助事業団体登録通知書

年 月 日付けで申請のありました飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金の補助事業団体の登録申請について、貴団体を白浜町犬及び猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第 4 条に定める補助事業団体に登録しましたので通知します。なお、補助対象事業の実施に当たっては、登録の条件を遵守してください。

記

1. 補助対象事業の実施期間 年 月 日～ 年 月 日

2. 登録の条件

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ町長の承認を得ること。
- (2) 補助事業を中止する場合には、あらかじめ町長に届け出ること。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び関係書類を 年 3 月末日まで保管すること。
- (4) 不妊去勢手術後の猫については終生屋内飼養する者への譲渡に努めること。
- (5) 猫に不妊去勢手術済みであることが分かる識別措置（耳カット）を講じること。
- (6) その他、捕獲等に関してのトラブルに対しては責任を持って対処すること。

年 月 日

白浜町長 様

団体名
所在地
代表者氏名

飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で登録のあった飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金に係る補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、白浜町犬及び猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

事業名称	
変更理由	
変更内容	

管理責任者	
電話	
F A X	

年 月 日

白浜町長 様

団体名
所在地
代表者氏名

飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号で登録を受けた補助事業団体として、補助対象事業を実施しましたので、白浜町犬及び猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

事業名称	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
手術件数	件
手術費用（総額）	円
請求金額	円
請求の内訳	3,000円 × 件

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

白浜町長

飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金について、下記のとおり交付を決定したので、白浜町犬及び猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の額 金 円

2. 交付条件

補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び関係書類を 年 月 日まで保管すること。

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

白浜町長 様

団体名

所在地

代表者氏名

印

飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた補助金について、白浜町犬及び猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求金額 金 円

様式第7号（第17条関係）※窓口申請用

年 月 日

白浜町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金交付申請書

飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金の交付を受けたいので、白浜町犬及び猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第17条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

犬・猫の種類	犬	猫
犬・猫の名前		
性別	おす	めす
鑑札登録番号 (※犬のみ)		
手術を実施した 動物病院		
手術の実施日	年	月 日
手術費用	金	円
請求金額	金	円

様式第7号（第17条関係）※病院委任用

年 月 日
(No.)

白浜町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金交付申請書

飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金の交付を受けたいので、白浜町犬及び猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第17条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

犬・猫の種類	犬	猫
犬・猫の名前		
性別	おす	めす
鑑札登録番号 (※犬のみ)		
手術を実施した 動物病院		
手術の実施日	年	月 日
手術費用	金	円
請求金額	金	円

委 任 状

私は、白浜町飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金の請求、受領等にかかる一切の権限を、上記手術を実施する動物病院に委任します。

年 月 日

委任者 住 所
氏 名
(署名)

様式第 8 号（第 19 条関係）※窓口申請用

第 号
年 月 日

様

白浜町長

飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金について、下記のとおり交付を決定したので、白浜町犬及び猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第 19 条の規定に基づき通知します。

記

補助金の額 金 円

様式第8号（第19条関係）※病院委任用

第 号
年 月 日

様

白浜町長

飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金交付決定通知書

年 月 日付けで実績報告（交付申請書No. からNo. まで）のあった
飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金について、下記のとおり交付を決定したので、白
浜町犬及び猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第19条の規定に基づき通知します。

記

補助金の額 金 円

様式第9号（第20条関係）※窓口申請用

年 月 日

白浜町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた補助金について、白浜町犬及び猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第20条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求金額 金 円

様式第9号（第20条関係）※病院委任用

年 月 日

白浜町長 様

所在地

会社名（病院名）

代表者（個人名）

印

飼い犬及び飼い猫の不妊去勢手術補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた補助金について、白浜町犬及び猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第20条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求金額 金 円